

通所型児童福祉施設における
新型コロナウイルス感染症に関する Q&A

2020 年（令和 2 年）12 月

はじめに

2019年に中国湖北省武漢市ではじめて見つかった新型コロナウイルス感染症は、2020年に入って世界中に拡がり、日本でも2月頃から感染者が増加し、4月に1回目のピークを迎えました。緊急事態宣言が発令され、一旦は落ち着きましたが、7月末に2回目のピークがありました。そのあとは完全には終息に至らないまま11月に入って感染者の急増および重症者の増加がみられています。

新型コロナウイルス感染症の予防には、一般に、不要不急の外出自粛や、3つの密を避けること、感染リスクの高い5つの場면을避けること等、飛沫感染対策、接触感染対策の徹底が必要であると言われています。感染者全体に占める小児の割合は少ないものの、感染の拡大に伴い、小児の感染者も成人と同様に増加しつつあり、これまで国内外でほとんどみられなかった小児での集団発生が、保育所や学校等でみられるようになりました。

本Q&Aは、通所型児童福祉施設の職員および管理者が日々サービスを提供するに当たり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限配慮しつつ、活動することを可能にすることを目的として作成したものです。本Q&Aの作成においては、2020年3月に、日本小児感染症学会の新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ（WG長 金沢大学医薬保健研究域医学系小児科 和田泰三教授）で作成された「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き 第1版」の内容を参考としつつ、保育現場から届けられた疑問点に対する回答をQ&Aの形式で記載いたしました。

本Q&Aの作成に当たっては、日本小児感染症学会 新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループの全面的なご協力をいただきました。また、金沢市保健局 越田理恵担当局長ならびにあきやま子どもクリニック 秋山千枝子院長に多大なご協力をいただきました。この場を借りて深く御礼申し上げます。

今後の状況により、内容は更新していく必要がありますが、2020年12月現在の状況をもとに、現場からの意見を取り入れて、とりまとめたものです。本Q&Aが保育所や放課後児童クラブ等、通所型児童福祉施設における、新型コロナウイルス感染症対策の一助となることを期待いたします。

2020年（令和2年）12月

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
（厚生労働科学特別研究事業）

「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」

研究代表者 賀来 満夫

研究分担者 多屋 馨子

執筆者 一覧

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」

（研究代表者 賀来満夫）

	氏名	所属
研究分担者	多屋 馨子*	国立感染症研究所 感染症疫学センター
研究協力者	秋山 千枝子	あきやま子どもクリニック
研究協力者	越田 理恵	金沢市 保健局

*とりまとめ

本 Q&A をまとめるに当たっては、下記の日本小児感染症学会 新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ（WG）の先生方に全面的な作成支援をいただきました。

日本小児感染症学会 新型コロナウイルス感染症に関するワーキンググループ（WG）

（五十音順）

	氏名	所属
	尾内 一信	川崎医科大学 小児科
	大山 昇一	埼玉県済生会川口総合病院 小児科
	鈴木 陽	宮城県 石巻・登米・気仙沼保健所
	多屋 馨子	国立感染症研究所 感染症疫学センター
	津川 毅	札幌医科大学 小児科
	森 雅亮	東京医科歯科大学 生涯免疫難病学講座
	横山 忠史	金沢大学 医薬保健研究域医学系 小児科
	吉川 哲史	藤田医科大学 小児科
WG 長	和田 泰三	金沢大学 医薬保健研究域医学系 小児科

※ なお、次頁からの内容は、「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き 第2版」として、日本小児感染症学会のホームページに掲載されることを申し添えます。

<目次>

- Q1 : 園児および職員からの新型コロナウイルス感染者発生に備え、保育園として事前にやっておくべきことはありますか？
- Q2 : 濃厚接触者（濃厚接触）とはどのような人（状態）をさすのでしょうか？
- Q3 : 園児あるいは職員に発熱や咳等の呼吸器症状が出現し、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、どうしたら良いのでしょうか？
- Q4 : 発熱や咳等の呼吸器症状を認めていた園児あるいは職員が、そのあと感染とわかった場合、どうしたら良いのでしょうか？
- Q5 : 保健所により施設の関係者が濃厚接触者に特定された場合はどのような対応が必要でしょうか？
- Q6 : 園児あるいは職員のご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合、どうしたら良いのでしょうか？
- Q7 : 保育園での毎日の健康チェックはどのようにしたら良いのでしょうか？
- Q8 : 保育園の環境整備はどのように考えたら良いのでしょうか？
- Q9 : 保育園でマスクの着用は必要でしょうか？保育園の生活上での注意点があれば教えて下さい。
- Q10 : 職員がマスクをすると園児から表情が見えず、園児の発育に影響を与えるのではないかと心配しています。感染症対策の観点から、マスクの着用は大切と考えていますが、どのように対応したら良いのでしょうか？
- Q11 : 保育園のトイレの衛生整備でどんなことに注意したら良いのでしょうか？
- Q12 : 保育園でのお昼寝時の配慮について教えて下さい。
- Q13 : 新型コロナウイルス感染症では嘔吐や下痢がみられることがあると聞きました。保育園で嘔吐や下痢を認めた園児に対して、どのようなことに注意して対応すれば良いのでしょうか？
- Q14 : 歯ブラシは個人持ちですが、衛生上どのようなことに注意すれば良いのでしょうか？

- Q15： 保護者の送迎時や給食食材の搬入時等、外部から保育園内に人が入ってくる際の注意点について教えてください。
- Q16： 保育園での食事の際に、新型コロナウイルス感染症対策として注意すべき点があれば教えてください。
- Q17： 保育園で共用する遊具や教材等について、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？
- Q18： 新型コロナウイルス感染症対策として、砂場の管理で注意することがあれば教えてください。
- Q19： プールや水遊びのときに、配慮すべき注意点があれば教えてください。
- Q20： お散歩で近くの公園に遊びに行きます。どのようなことに注意すれば良いでしょうか？お散歩で近くの公園にある遊具を使用しても良いでしょうか？使用する場合、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？
- Q21： 【放課後児童クラブ版】放課後児童クラブの支援員や子どもが補食の調理等を行うとき、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？
- Q22： 【放課後児童クラブ版】学校が終わって、放課後児童クラブにやってきました。子どもたちの体調を把握してから受け入れたいと思いますが、どのような点に注意すれば良いでしょうか？チェックポイントを教えてください。
- Q23： その他の注意点はありますか？

注記

- * このQ&Aでは、保育園・保育所・保育所型認定こども園等の通所型児童福祉施設の記載を、簡潔にするために「保育園」として記載しました。
- * 上記、「保育園」の施設長、園長等の名称は、「施設長」に統一しました。
- * ウイルスの正式名称はSARS-CoV-2、病気の正式名称についてはCOVID-19と呼称されていますが、このQ&Aでは「新型コロナウイルス」あるいは「新型コロナウイルス感染症」に統一しました。

Q1： 園児および職員からの新型コロナウイルス感染者発生に備え、保育園として事前にやっておくべきことはありますか？

新型コロナウイルス感染症対策の基本は、室内のこまめな換気を行ったうえで接触感染と飛沫感染を予防することです。この点は「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（厚生労働省）」¹⁾と同様です。同ガイドラインを参考に保育園の施設長は嘱託医と相談し、地域の感染状況等の変化に応じて継続的に実施可能な感染予防対策を」実施して下さい。具体的な対策としては次のようなものが考えられます。また、適切な対策が実施できるように、必要となるマスクや環境整備用資材等を十分量確保するようにしましょう。

- ・発熱等の体調不良の園児が出た場合等の対応を事前に市町村（特別区を含む。以下同じ。）・保育園間で協議しておくこと

保育中に発熱者が出た場合、患者・濃厚接触者が発生した場合の園としての対応（相談先、照会のタイミング等）を事前に市町村と保育園の間で協議し、シミュレーションしておくことが望まれます。園児や職員が体調不良を認めた場合、登園もしくは出勤する前に園へ相談できる体制を作っておくと良いでしょう。そのような場合は一旦お休みし、体調観察を行うよう、保育園から保護者や職員に要請することが考えられます。また、園児もしくは職員が検査を実施された際に園がその情報を把握できるようにすると、検査陽性判明後に速やかに初期対応できます。検査陽性判明後、保育園では ○自治体への報告と相談 ○臨時休園の判断を自治体に仰ぐ ○保育を必要とする者への代替保育の提供 ○他の園児の保護者等への情報提供（感染した者やその保護者からの同意） ○濃厚接触者の特定への協力 ○園内の消毒作業等を講じる必要があります。園児や職員の感染が明らかになった時点で、できる限り早い対応（濃厚接触者の把握、園内の消毒等）を講じることができるよう職員間の連絡網体制を徹底する必要があります。

保護者に対しては、感染発覚時の速やかな情報共有を図るため昼間だけでなく休日・夜間の保育園への連絡先を周知することが望ましいでしょう。また、保育園で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、急遽、保育園が臨時休園になる可能性があることや市町村との代替保育に関する協議内容についても、あらかじめ保護者にお伝えしておくことも考慮して下さい。

- ・複数職員の欠勤を想定し、業務整理を行うこと

複数の職員が患者もしくは濃厚接触者となり一定期間欠勤する場合を想定し、最低限の人員で保育業務が継続できるよう業務整理を行うのも良いでしょう。必要時に外部への協力依頼（人員派遣）も検討しておくこと、臨時休園するリスクを大幅に減らすことができるでしょう。

- ・市町村や保健所等との連絡・連携体制を確認しておくこと

患者や濃厚接触者が発生した際に嘱託医や関係機関と迅速かつスムーズな連携ができるように、市町村および管轄保健所の担当者との連絡・連携体制（保育所の開所時間外も含む。）を確認しておきましょう。あわせて、保護者へ適切なタイミングで正確な情報を提供できるような連絡体制を準備しておくことも重要です。また、保護者や報道関係者からの問い合わせへの対応方針（担当者の選定、仮説問答の準備）も事前に検討しておくとい良いでしょう。

- ・地域の感染状況等に応じ活動グループの小規模化等を検討すること

園児もしくは職員で感染が確認された場合、周囲の園児もしくは職員は濃厚接触者（Q2参照）となる可能性が高く、濃厚接触者に特定されると一定期間登園できません（Q3参照）。その範囲をできるだけ狭められるよう、特に感染が拡大している地域においては、保育時は園児をグループに分けて他グループとの接触を最小限にする、グループを担当する職員を限定する等の工夫も検討しましょう。

- ・行政が発信する情報を積極的に収集すること

最新の知見に基づく対策を講じることができるよう、厚生労働省等から出される保育園に関連する書類等には目を通しておきましょう。また、地域の流行状況を把握するために、都道府県や管轄保健所からの患者発生動向に関する情報も収集するようにして下さい。

【参考文献】

- 1) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q2： 濃厚接触者（濃厚接触）とはどのような人（状態）をさすのでしょうか？

まず、濃厚接触者として特定するかの判断は、保健所が行いますので、保育園が単独で判断せず、保健所の判断に従ってください。

その前提の下で、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

(国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年5月29日版)」¹⁾に記載されている「濃厚接触者」の取扱いなどを参考に、保育園における濃厚接触者(濃厚接触)として想定されるものを以下のとおり整理しましたので参考としてください。

【濃厚接触の考え方】

濃厚接触かどうかを判断するうえで重要なのは、距離の近さと時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または必要な感染予防策なしで、対面で互いに手を伸ばしたら届く距離(1m程度以内)で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられています。

【保育園での濃厚接触者の考え方】

「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症の患者(確定例、無症状病原体保有者を含む)の園児・職員が、発症する2日前(無症状の場合は、PCR検査あるいは抗原検査で陽性になった検査日の2日前)から入院、ご自宅や施設等での待機開始までの間に接触した人のうち、以下の条件に該当する人が特定されることが多いと考えられます。保育園に登園あるいは保育園で勤務・実習等していた人は「長時間の接触があった人」に該当することが多いと考えられます。当該園児・職員の、登園・勤務状況や、他の園児・職員との接触状況等についてご確認ください。同じ部屋に短時間いただけでは濃厚接触に該当しませんが、同じクラスの園児やクラス担当の職員は長時間同一空間にいることが多く、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に保健所が行う濃厚接触者の特定に当たっては、特に対応に配慮する必要があります。

- ① 新型コロナウイルス感染症(確定例、無症状病原体保有者を含む)に罹患した園児・職員等の同居ご家族
- ② 新型コロナウイルス感染症(確定例、無症状病原体保有者を含む)に罹患した園児・職員等の看護あるいは保育をしていた人
- ③ 新型コロナウイルス感染症(確定例、無症状病原体保有者を含む)に罹患した園児・職員等の気道分泌液(咳やくしゃみ、会話で飛び散るしぶきや痰等)もしくは体液等に、手袋なしで直接接触した可能性が高い人
- ④ 新型コロナウイルス感染症(確定例、無症状病原体保有者を含む)に罹患した園児・職員等と通園バスに同乗した人
- ⑤ 手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離(目安として1m)で、新型コロナウイルス感染症(確定例、無症状病原体保有者を含む)に罹患した園児・職員等とマスク着用なしで15分以上の接触があった人

【参考文献】

- 1) 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（国立感染症研究所 感染症疫学センター 令和2年5月29日版）」国立感染症研究所
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200529.pdf>
- 2) 「保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報」厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

Q3： 園児あるいは職員に発熱や咳等の呼吸器症状が出現し、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合、どうしたら良いのでしょうか？

職員に発熱・咳・のどの痛み・鼻汁・頭痛・倦怠感（体のだるさ）等がある場合には、保育園での仕事は休み、ご自宅で安静にして静養するよう指示しましょう。もし、風邪の症状や発熱が続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）、強い倦怠感（体のだるさ）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合、特に高齢者や基礎疾患等のある方は、かかりつけ医や保健所、発熱相談センター等にまず電話で相談してから、必要に応じて速やかに医療機関を受診するようにして下さい。

登園前に、園児に発熱・咳・のどの痛み・鼻汁・頭痛・倦怠感（体のだるさ）・息苦しさ（体を動かしたときの变化にも注意してください）等が見られる場合には、保育園に連絡をしたうえで登園は控えてご自宅で様子を見るよう保護者にはあらかじめ連絡しておきましょう。

ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合は、登園を控えていただく必要はありませんので、主治医や嘱託医と相談のうえ、対応するようにして下さい。

登園後の園児に、発熱・咳・のどの痛み・鼻汁・頭痛・倦怠感（体のだるさ）・息苦しさ（体を動かしたときの变化にも注意して下さい）等が見られるときには医務室等の別室に移動させます。その際、職員は必ずマスクを着用して対応して下さい。

次に、体温測定等を行って園児の症状を把握し、体調の変化について記録します。さらに保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えます。保護者が来園するまでの間、園児は不快感や不安感を抱きやすいので、園児が安心できるような対応をします。そのあと、保護者に園児を受け渡して帰宅してもらい、ご自宅で症状の変化について観察してもらいます。

登園を控えた場合や帰宅したあとも、発熱が続く、呼吸が苦しい、経口摂取ができない、ぐったりしている等の様子がみられる場合は、新型コロナウイルス感染症についてかかりつけ医や管轄保健所、発熱相談センター等にまず電話で相談してから、必要に応じて

速やかに医療機関を受診していただくように説明しておきましょう。

なお、保育園では症状のあった園児の同じクラスに同様な症状を呈している園児がいなかどうかを注意深く確認し、保育園内で情報を共有する必要があります。そのような状況が確認された場合は、速やかに管轄の市町村や保健所に相談するようにしましょう。

Q4： 発熱や咳等の呼吸器症状を認めていた園児あるいは職員が、そのあと感染とわかった場合、どうしたら良いのでしょうか？

在園している間に発熱や咳等の症状があった園児や職員の新型コロナウイルス感染症へのり患が判明した場合には、市町村及び管轄保健所に報告・相談のうえ、市町村に休園等を実施するかどうかの判断を仰いで下さい^{1) 2)}。臨時休園を行う場合には、他の保護者や関係者への情報提供を行うとともに、保育を必要とする者への代替保育の提供を実施してください。また、管轄保健所が他の園児や職員の中に濃厚接触者（Q2 参照）がいなかどうかについて調査します。この情報は、それ以上保育園で感染が広がらないようにするために重要なものですので、積極的に協力して下さい。

保育園内で情報を共有したり、保育園から他の園児の保護者や市町村等にお知らせしたりする際には、感染した園児の保護者や職員等の了承を得て下さい。その際、偏見等が生じないよう人権に十分に配慮し、個人情報の取り扱いには注意して下さい。

他の園児の保護者や職員等に対しては、保育園の一部あるいは全部の臨時休園が決まった場合にはその時点での休園予定期間、代替保育をどのように行うか、今後の連絡先や相談窓口、保育料や給食費の取り扱い等について情報の提供を行います。また、園児や職員が濃厚接触者に特定された場合の休園中の健康観察についても説明し、何らかの症状が出現した場合には管轄保健所と保育園に連絡するよう伝えましょう。

なお、保育園の消毒については、管轄保健所の指示に従って実施して下さい。

【参考文献】

1) 「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）平成2年2月25日」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000600008.pdf>

2) 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第八報）」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000716412.pdf>

Q5： 保健所により施設の関係者が濃厚接触者に特定された場合はどのような対応が必要でしょうか？

保健所により施設の関係者が濃厚接触者に特定された場合は、自宅待機のうえ、14日間の健康観察が推奨されています。

この場合、園児・職員が濃厚接触者（施設の関係者）と密に接触していたかについて情報収集を行って下さい（Q2参照）。そのような者がいた場合は、濃厚接触者に特定された施設の関係者の新型コロナウイルス検査結果が判明するまでは、特に体調の変化に注意してください。そのあと、濃厚接触者に特定されていた施設の関係者の新型コロナウイルス検査陽性が判明した場合、他の園児・職員が濃厚接触者に該当するかどうかの判断は、管轄保健所の判断に従って下さい。

Q6： 園児あるいは職員のご家族が新型コロナウイルス感染症にり患したことが判明した場合、どうしたら良いでしょうか？

同居しているご家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、り患者以外のご家族は多くの場合において「濃厚接触者」となり保健所が実施する健康観察の対象となります。

園児が濃厚接触者となった場合、保健所は保護者に対して感染者と接触した日から14日間にわたる健康観察を実施します。また、管轄の市町村は当該園児の保護者に対し登園自粛（自宅待機）を要請します。一方、職員が濃厚接触者となった場合も、保健所は14日間の健康観察を実施し、管轄の市町村は出勤自粛（自宅待機）を指示する必要があるため、一部の職員が自宅待機により出勤できなくなった場合でも保育園の運営を継続できるように勤務調整をして下さい。登園あるいは出勤を控えていただく具体的な期間は、ご本人を通じて保健所の指示を確認するようにして下さい。

Q7： 保育園での毎日の健康チェックはどのようにしたら良いでしょうか？

保育園の園児、職員に関しては、登園前にご自宅での検温、さらに登園後の健康チェックを毎日2～3回程度を目安に定期的に行うことをお勧めします。チェックする項目は、

例えば体温・咳・のどの痛み・鼻汁・頭痛・倦怠感（体のだるさ）が考えられます。定期的なチェック以外に、保育園の園児や職員の中からこれらの症状が急に現れた場合には、その時点で臨時のチェックを全員に実施します。小児では平熱のレベルに個人差が大きいので、普段の体温と比べてどうか、普段に比べて元気がない等も参考となります。

嘔吐や下痢、いつもと比べて食欲や元気がない、顔色が悪い等の症状が現れた場合には、まず、保護者の協力も得つつ子どものかかりつけ医や保育園の嘱託医に相談して下さい。かかりつけ医等を受診させる場合には、事前に電話で連絡をしてから受診するようにして下さい。これらの症状は一般的な風邪の症状と区別することはできませんので、症状が現れたからすぐに新型コロナウイルス感染症に感染していると考えする必要はありません。

Q8： 保育園の環境整備はどのように考えたら良いでしょうか？

飛沫感染を防ぐには、窓を開放するなどにより外気を十分取り入れるようにしましょう¹⁾。空気清浄機だけの利用では換気の代わりになりませんので注意して下さい。

接触感染を防ぐには、石けんと流水（通常の水道水で構いません）を使って20秒以上の手洗い、もしくは、消毒用アルコール（エタノール濃度70%）での手指消毒が有効です。さらに、子どもたちや職員の手洗いを徹底するだけでなく、さまざまな場所に付着したウイルスに触れて感染することを防ぐため、子どもがよく触れるような机やドアノブ、ライトのスイッチ、おもちゃ等を頻回アルコール消毒して下さい。消毒用アルコールが不足する状況も考えられますので、0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mL）の次亜塩素酸ナトリウムでの消毒とそのあとのふき取りでも大丈夫です。ただし、次亜塩素酸ナトリウムで手洗いをしてはいけません。

また、おもちゃについては清拭したり洗濯したりしやすい素材のものを選び、定期的に消毒することも大切です。子どもはおもちゃを舐めることも多いため、そのような場合には一人が使うごとに消毒することも考慮して下さい。

【参考文献】

1) 「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

Q9： 保育園でマスクの着用は必要でしょうか？保育園の生活上での注意点があれば教えて下さい。

乳幼児（小学校に上がる前の年齢）のマスクの着用には注意が必要だと言われていま
す。マスクを着用する場合は、職員や周りの大人が子どもの体調に十分注意したうえで着
用させて下さい。本人の調子が悪かったり、持続的なマスクの着用が難しかったりする場
合は、無理して着用させる必要はありません。マスクは適切に着用しないと効果が十分に
発揮されません（WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしてい
ます¹⁾）。また、マスクの着脱時には必ず手指消毒を行うことを推奨します。

2歳未満の乳幼児では、息苦しさや体調不良を訴えることが困難だったり、自分で外す
ことも困難であったりすることから、窒息や熱中症等のリスクが高まるため着用は推奨さ
れません。日本小児科医会からの提言でも、2歳未満の子どもへのマスクの着用は危険な
ので行わないこと²⁾、それ以上の年齢でも強要はしないこととされています。

保育園においては、子どもにマスクを着用させることよりも、子どもへの手洗い・手指
消毒を徹底し、過度に密集する場面は避ける、換気を十分にする、子どもの触れるものや
場所の清掃・消毒等、環境の整備に気を配ることが重要と思われます。

【参考文献】

1) 「WHOとUNICEFによる子どものマスク着用に関するガイダンス」WHO

https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1

2) 「2歳未満の子どもにマスクは不要、むしろ危険！」日本小児科医会

https://www.jpa-web.org/dcms_media/other/2saimiman_qanda20200609.pdf

**Q10： 職員がマスクをすると園児から表情が見えず、園児の発育に影響を与え
るのではないかと心配しています。感染症対策の観点から、マスクの着
用は大切と考えていますが、どのように対応したら良いでしょうか？**

保育園においては、大人から子どもに感染させるリスクを下げることも重要です。その
ため、職員がマスクを着用することはとても重要です。基本的にはマスクの着用は必要で
あるという認識をもって園児と接して下さい。会話に伴う飛沫が最も感染につながると考
えられるため、子どもとの距離が1～1.5m以内の場合は必ずマスクを着用して会話する
という習慣を徹底することも現実的かと思われます。

その一方で、表情によるコミュニケーションもとても大切です。さまざまな保育の場面では、マスク着用が困難な場面や、口元も含めた表情を見せることが望ましい場面もあります。こうした場合にフェイスシールド等を使用することもあります。その際にはマスクより飛沫拡散防止の効果が低い可能性がある¹⁾ことに注意してください。いずれにせよ、子どもとの距離に配慮する、大きな声を出すことは避けて可能であれば発声を控える等の対応を講じてあげてください。

【参考文献】

1) Verma S, et al. Phys Fluids. 2020, 32(9): 091701. doi: [10.1063/5.0022968](https://doi.org/10.1063/5.0022968)

Q11： 保育園のトイレの衛生整備でどんなことに注意したら良いでしょうか？

トイレの衛生整備については、新型コロナウイルス感染症のための特別な対策があるわけではありません。しかし、トイレは比較的狭い空間であり換気も悪くなりがちです。まずは、トイレの清掃や換気を定期的に行うように心がけましょう。さらに、便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等を清掃し、消毒用アルコール（エタノール濃度70%）または、次亜塩素酸ナトリウムを用いて消毒し清潔に保ちましょう。特に、ドアノブ、手すり、照明用のスイッチ等は、多人数が触る可能性のある場所ですので、アルコール消毒を繰り返し実施して下さい。

トイレを使用する際、ふたがあるトイレの場合は、汚物が飛散しないようにふたを閉めて水を流しましょう。手を洗う際には、石けんと流水（通常の水道水で構いません）を使って行います。また、消毒用アルコール（エタノール濃度70%）での手指消毒を追加しても良いでしょう。手を拭く際は、ペーパータオルが望ましいですが、設置できない場合は、手を拭くタオル・ハンカチは個人持ちのものを使用し、共用しないようにします。

Q12： 保育園でのお昼寝時の配慮について教えてください。

保育園ごとの部屋の大きさや園児の数によって状況は異なりますが、できる範囲で園児同士の寝具の間隔をとるようにします。布団と布団との間隔は、人が1人通れるくらいから1m程度あけられるととても良いです。あまりに寝具が密集してしまうようなら、お昼寝の場所を分ける等の工夫を検討してください。

換気については、冬は部屋の室温が寒くならない程度に、夏は暑くなりすぎないように、可能な範囲で換気を行うようにしましょう（Q8 参照）。また、見守りを行う職員は、園児が寝ている部屋ではマスクをし、静かに見守りを行います。園児にマスクを着用させたまま寝させることは、窒息する可能性があり大変危険ですので、絶対にやめましょう。

Q13：新型コロナウイルス感染症では嘔吐や下痢がみられることがあると聞きました。保育園で嘔吐や下痢を認めた園児に対して、どのようなことに注意して対応すれば良いのでしょうか？

小児の新型コロナウイルス感染症では、無症状、もしくは比較的軽微な上気道症状を呈することが多いとされています。新型コロナウイルス感染症で嘔吐や下痢等の胃腸症状を認めることもあります。特に接触歴もなく、普段どおりだった園児が突然吐いたり下痢をしたりした場合、一番始めに新型コロナウイルス感染症を考える必要はありません。むしろ、食あたり、ノロウイルス等のウイルス性胃腸炎、細菌性腸炎等の病気を考えます。嘔吐や下痢を認めた園児に対しては、他の園児と隔離を行い、検温を行ったうえで速やかに帰宅してもらいます。そのあとは、ご自宅で症状の変化に関して観察してもらいます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の症状として嘔吐や下痢をしている可能性は完全に否定はできません。従って、嘔吐や下痢で帰宅した園児の経過について、保護者の方から連絡してもらおうと良いでしょう。

新型コロナウイルス感染症患者の糞便にはウイルスが含まれている可能性がありますので注意が必要です¹⁾。しかし、新型コロナウイルスを含んだ糞便のためだけに特別にするべきことはありません（Q11 参照）。ノロウイルスや細菌性腸炎を疑ったときと同様の方法で、吐物や下痢を処理します。「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」²⁾も参照して下さい。

【参考文献】

- 1) 「保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き 第1版：2020年3月25日発行」日本小児感染症学会 http://www.jspid.jp/news/2003_covid19_1.pdf
- 2) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q14： 歯ブラシは個人持ちですが、衛生上どのようなことに注意すれば良いでしょうか？

歯ブラシは個人専用とし、他の子どものもを誤って使用させたり、保管時に他の子どものもものと接触させたりしないようにして下さい。使用後は、流水で十分にすすぎ、汚れを落として下さい。ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管して下さい。なお、歯ブラシを次亜塩素酸ナトリウム等で消毒することで他者への新型コロナウイルス感染が減少したという海外の疫学研究が報告されています¹⁾。可能であれば、歯ブラシを水洗いした後の次亜塩素酸ナトリウム消毒、乾燥を実施できればさらに望ましいと思われます。消毒の方法は、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」²⁾ P68、69を参照して下さい。

【参考文献】

- 1) Gonzalez-Olmo et al. BMC Oral Health 2020, 20:286
- 2) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q15： 保護者の送迎時や給食食材の搬入時等、外部から保育園内に人が入ってくる際の注意点について教えてください。

保育園に来られる人については、保護者、保護者以外に関わらず、体調不良の場合、風邪のような症状がある場合は、控えていただくようにあらかじめお願いをしておきます。また、来園前に検温をして、発熱がある場合は、他の方に代わってもらって下さい。過去に発熱が認められた場合は、解熱し症状が改善するまでは来園を控えていただきましょう。さらに、特に感染が拡大している地域においては、高齢者や基礎疾患をもった方等、ハイリスク者と考えられる方による来園は避け、可能であれば園内での密な状況を避けるため来園時間を少しずつずらす等の工夫も必要です。

保育園に到着したら、園内に入る前にマスクの着用、手指消毒をしてもらいます。必要に応じて体温を計測し、発熱が認められる場合には立ち入りをお断りしましょう。園児の受け渡しは各園の状況に応じて可能であれば屋外で行い、物品の受け渡し等は玄関等施設の限られた場所で行いましょう。また、特に感染が拡大している地域においては、送迎以外の目的で外部の方が入る機会は可能な限り減らすように検討して下さい。

Q16： 保育園での食事の際に、新型コロナウイルス感染症対策として注意すべき点があれば教えてください。

職員はマスクを着用し、標準予防策として食前と食後には自らおよび園児の手洗いを徹底し、食器や食べ物の共有を避けるようにして下さい（手洗いの手順等についての詳細は、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」¹⁾をご覧ください）。

使用するテーブルや食器表面の消毒には0.05%の次亜塩素酸ナトリウムもしくは消毒用アルコール（エタノール濃度70%）を使用します。

可能であれば、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔をあけて横並びで座れるように配置を工夫することなどが考えられます。できるだけ間隔をあけて着座するといった対策が取りづらい場合は、飛沫の飛び交う会話にならないような保育上の工夫をすることが望まれます。

【参考文献】

1) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q17： 保育園で共用する遊具や教材等について、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？

教材等はなるべく個人のものを中心に使用するようにします。共有の遊具や教材等は多くの園児が触れるため、子どもの年齢や地域の感染状況に応じて感染対策を講じておくことが大切です。0.05%の次亜塩素酸ナトリウムもしくは消毒用アルコール（エタノール濃度70%）を用いて表面を消毒します。手に取れる小さなアイテムの消毒には消毒用アルコールを使用することが推奨されています。地域の感染状況等に鑑み厳しい感染対策が求められる状況下においては、活動ごとに消毒を行うことも検討してください。特に、園児の目・鼻・口に接触しがちな教材は、複数個をローテーションで管理する等して、消毒を徹底します。また、体調不良の園児が使用したものはその都度十分な消毒を行います。な

お、消毒剤を噴霧することは、環境表面の除染方法としては不十分で、吸入したりすると人の健康に有害となり得るため推奨されていません。

これらの注意事項は、一般的な衛生管理と基本的に同じであり、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」¹⁾が参考になります。

【参考文献】

1) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11900000->

[Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-SeisakuJouhou-11900000-0000201596.pdf)

Q18：新型コロナウイルス感染症対策として、砂場の管理で注意することがあれば教えて下さい。

砂場の砂から接触感染によって新型コロナウイルスに感染したという事例は報告されていません。しかし、新型コロナウイルスは飛沫感染で感染するため、園児同士が密集しないように人数を決めて遊ばせると良いでしょう。砂場で遊んだあとは、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行います。

Q19：プールや水遊びのときに、配慮すべき注意点があれば教えて下さい。

適切にプールの水質管理が行われている場合は、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。プール活動を行う際の新型コロナウイルス感染症対策は、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（厚生労働省）」¹⁾に詳しく記載されているため、参照して下さい。要点は、①プールの水質管理を適切に行うこと、②プールや更衣室等で密集を避けることです。プールの水質管理についての詳細は、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」²⁾を参照して下さい。密集の回避については、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫することが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。さらに、③体調不良の園児はプールの使用を控えることも大切です。発熱がある場合は言

うまでもありませんが、なんとなく元気がないという場合も、大事をとってプールや水遊びは控えておく等、新型コロナウイルスに関係なく、子どもたちにとって大切です。

【参考文献】

- 1) 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第八報）」厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000672483.pdf>
- 2) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q20：お散歩で近くの公園に遊びに行きます。どのようなことに注意すれば良いでしょうか？お散歩で近くの公園にある遊具を使用しても良いでしょうか？使用する場合、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？

お散歩や外遊びは、子どもの健康を守るためにも、また子どもの育ちを後押しするうえでも非常に大切です。お散歩から戻ってきたときには、手洗いを徹底させて下さい。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いと手指消毒用のアルコールを使用して下さい（適切な手洗いの手順等については「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」¹⁾のP14等を参照して下さい）。

公園等に設置されている遊具の使用は差し支えありませんが、遊具で遊ぶ前後には必ず手洗い（手洗い場がない場合はアルコールによる手指消毒）を行って下さい。また、遊んでいる間に、遊具等を触った手で目や口等の粘膜面を触れることは感染のリスクを高めまますので、年齢に応じて、そのような行為は避けるよう子どもに促して下さい。なお、地域の感染状況に応じて、万一ウイルスで汚染されていることを想定して、利用前に可能な範囲で遊具を消毒するか検討することも考えられます。

【参考文献】

- 1) 「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

Q21：【放課後児童クラブ版】放課後児童クラブの支援員や子どもが補食の調

調理を行うとき、どのようなことに注意すれば良いでしょうか？

基本的には、調理等を行うことは避けることが望ましいと思われます。ただし学校の長期休暇等で長時間滞在したり、イベント等の場合は、以下の配慮の下で十分な感染対策を行って下さい。

まずは、支援員や子どもに、発熱・咳・鼻汁・下痢・腹痛・嘔吐等の症状がないかをチェックして下さい。調理の際には必ずマスクを着用し、清潔な服装をしているか、手指は確実に消毒したか等を確認して下さい。会話は必要最小限にとどめ、調理器具を共用する際には、こまめに器具の洗浄を行い、また調理台の清潔維持に努めます。

できあがった食事等の配膳を行う場合にもテーブルはアルコール消毒し、大皿盛りではなく、清潔な食器に1人ずつ分けて提供します。特に配膳時は密になりがちで、距離を保ってゆっくり行うことを勧めます。食事をする際には、向かい合うことなくスクール形式での着席を基本とし、食事中は必要以上の会話は控えます。

新型コロナウイルスは熱（70度以上で一定時間）および消毒用アルコール（エタノール濃度70%）に弱いことがわかっています。また、生で食べる野菜・果物や鮮魚介類を含む食品を介して、新型コロナウイルスに感染したとされる事例は報告されていません（2020年12月現在）。調理をする方の体調管理やこまめな手洗い、消毒用アルコール等による手指の消毒、咳エチケット等、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば心配する必要はありません。

Q22：【放課後児童クラブ版】学校が終わって、放課後児童クラブにやってきました。子どもたちの体調を把握してから受け入れたいと思いますが、どのような点に注意すれば良いでしょうか？チェックポイントを教えてください。

まず、検温結果および健康状態について健康観察表等を活用して確認して下さい。次に、発熱・咳・のどの痛み・鼻汁・頭痛・倦怠感（体のだるさ）等の新型コロナウイルス感染症を疑う症状が出ていないかを確認して下さい。学校側と連絡をとり、学校全体の状況を把握することも大切です。もし子どもの健康状態等に問題があれば、保護者と連絡する等して安全に帰宅させて下さい。

※放課後児童クラブについては、このほか、Q1～21 および Q24 を参考にして、各クラブや所在地の市町村の状況にあわせて対応して下さい。

Q23：その他の注意点はありますか？

園児、ご家族、職員が感染者となった場合、個人情報の管理には十分な留意を払っていただくとともに、個人やその周りの人や所属施設等に対しての風評被害が起こらないような配慮を行って下さい。

施設利用者への通知や対応が自治体、職場、保育園、学校間で異なったときには、本Q&A等を活用して施設の実情を踏まえた冷静な対応をしましょう。対応に迷いや疑問があったときは、施設で自己判断せずに、管轄の自治体や保健所等の専門機関に相談して下さい。また、行政や専門機関等から得られた情報を利用者はじめ職員等の関係者と共有することで、不必要な噂や不安を払拭するようにしましょう。